

委任状 (代筆用)

(あて先) 大東市長

令和 年 月 日

私 (委任者) は現在文字を書くことができませんので、次の者を代理人として、以下の申請または届出内容に関する権限を委任します。

(頼む人) 委任者	現住所		印 スタンプ式の印は不可	住所変更届の場合のみ新住所も記載してください。
	新住所			
	氏名			
	電話番号			
(頼まれた人) 代理人	住所		印鑑登録を委任する際は登録する印鑑を押しください。	
	氏名			
	電話番号			
申請または届出内容 (具体的に記載して下さい)				

- 注1 外国籍の方は在留カードや特別永住者証に記載の氏名を「氏名」欄にご記載下さい。
- 注2 戸籍の証明書が必要な場合、本籍および筆頭者の氏名を別紙の証明書交付請求書に必ず記載して下さい。
(例) 本籍 大阪府大東市谷川一丁目1番 ・ 筆頭者 大東太郎
- 注3 申請または届出内容が具体的に記載されていない場合は、お受けできません。
必要な証明書の名称や手続きの内容等を具体的に記載して下さい。
(例) × 「証明書の申請」
○ 「大東太郎の住民票の写し【世帯全員】(本籍入り・続柄入り)1通の交付申請」、「大東花子の戸籍謄本1通の交付申請」
- 注4 申請内容の確認の為、お電話することがございますので、電話番号をご記載下さい。
- 注5 マイナンバー (個人番号) 記載の証明書 (転出証明書を除く) は、委任者の住所宛にて郵送交付となりますので、交付請求時に申請者があらかじめ郵送料分の切手を貼った返信用封筒をご用意下さい。
- 注6 代理人の本人確認をいたします。代理人の有効期限内の運転免許証、パスポート (旅券)、マイナンバーカード (個人番号カード) 等の原本をご持参下さい。

以上の手続きを行う本人 (委任者) が、委任状を書くことができないため、委任者の意思を確認の上、これを代筆しました。

代筆者	住所		
	氏名		
	電話番号		委任者との関係

※偽り、その他不正の手段により虚偽の届出を行った場合、過料 (住基法第53条) 及び罰金・懲役 (刑法第157条・第159条) や損害賠償等を負うことがありますのでご注意下さい。